

(別添)

「北海道学び推進月間」標語募集要項

1 目的

児童生徒が考案した標語を用いて、「北海道学び推進月間」を児童生徒はじめ道民に広く周知し、家庭や地域における学びの取組の一層の推進を図る。

2 募集作品

自ら進んで学習や読書に取り組むことを奨励したり、学習の楽しさや大切さを呼びかける内容のもの

3 応募資格

道内の公立小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒とし、一人一作品（自作で未発表のもの）とする。

4 応募方法

- (1) 応募用紙による応募とする。
- (2) 応募先については、在籍する学校を通じて応募し、各教育局の教育支援係に郵送（または持参）すること。

5 応募作品に関する注意事項

ひらがな、漢字、カタカナ、英数字など文字の制限はないが、読み方が難しい漢字には、必ずふりがなをつけること。

6 応募期間

令和2年（2020年）9月25日（金）まで（当日消印有効）

7 審査、発表及び入選作品の活用

- (1) 各教育局の選考委員会において審査し、各賞を選定する。
- (2) 各賞は次のとおり。

ア 最優秀作品（最優秀賞）	1 作品
イ 優秀作品（奨励賞）	2～3 作品、 計 3～4 作品
- (3) 入選作品は、11月に各教育局のウェブページで発表するとともに、入選者に連絡する。
- (4) 入選者には賞状を授与する。
- (5) 入選作品は、北海道教育委員会のウェブページ等に広く使用するほか、各管内の学校に掲示する。
- (6) 各管内の最優秀作品（14作品）については、北海道教育委員会のウェブページにある、北海道学び推進月間のページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/manabigekkan.htm>）に掲載する。

8 その他

- (1) 入選作品に関する著作権など一切の権利は北海道教育委員会に帰属する。
- (2) 応募作品の著作権等にかかわる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任とする。
- (3) 応募作品は返却しない。
- (4) 応募者の個人情報の取扱いについては、審査や発表など必要な範囲で使用することとし、その他の目的で利用・提供することはしない。